

## ■ 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地域主権改革の議論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であるが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制はあまりにも格差がある。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するバイオ・ネットシステムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在する。現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光を注ぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援に留まっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等継続的な経費への活用には自ずと限界がある。

したがって、国は地方消費者行政充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行うべきである。

あわせて、国は、小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村とが広域的に連携する取り組み例を推進するなど、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示すべきである。

さらに、消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員の地位・待遇も、期限付きの非常勤職員の扱いが大半でありその地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にある。その待遇も、消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言い難い現状にある。住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要である。

よって、瑞穂町議会は、国会及び政府に対し、地方消費者行政の支援について次の事項を要請する。

### 1 〔実効的な財政措置〕

国は、地方自治体の消費者行政の充実確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、一定の幅を持たせながらも用途を消費者行政と明示した継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。

### 2 〔地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みの提示〕

すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、国は、あるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、これを単独で実現することが困難な小規模自治体も多数存在することから、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みを提示すること。

### 3 〔消費生活相談員の地位・待遇向上を可能とすることができる任用制度の創設〕

消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員を含め、常勤はもちろん非常勤の立場であっても、専門性に見合った待遇のもとで安心して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月21日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）宛

## ■ 原子力エネルギー政策からの撤退に向けた自然エネルギーへの転換と、放射線汚染の測定強化を求める意見書

福島原発事故は、人類に極めて厳しい警鐘を鳴らした。原子力発電所は、防護策が施されており、重大な事故は絶対起こらない安全なエネルギー施設であると言う「安全神話」を根底からくつがえした。福島原発事故により飛散した放射性物質は、日本全土の大気・土壌に広範囲に飛散し、汚染された冷却水は海に流され、農畜産物や海産物などあらゆる生命に大きな影響を与え、経済・健康・人権など全てに波及し、今後大きな課題を残している。国は、この事故を真摯に受け止め、従来のエネルギー政策を根本から見直し、原子力発電からの撤退に向け早急に新たなエネルギーによる国の再生を図る必要がある。また、放射線による汚染をより深く調査し、その実態を把握するための測定体制を更に強化する必要がある。

よって、瑞穂町議会は政府に対し、以下の事項を強く求める。

1 国の原子力エネルギー政策を抜本的に見直し、原子力発電からの撤退に向けた自然エネルギーへの転換を早急に具体化すること。

2 放射線汚染の実態を把握し、放射線基準値を明確にし、情報を開示すること。

3 放射線の除染を国の責任において行うこと。

4 原子力施設を監視・規制する機関は、省庁に属さず、国の独立機関とし、権限を強化すること。

5 再生可能エネルギー導入については、国民負担を最小限とし、補助事業の拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月21日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣・原子力経済被害担当、農林水産大臣  
環境大臣・原発事故の収束及び再発防止担当、東日本大震災復興対策担当・内閣府特命担当大臣（防災） 宛

## — 4つの意見書を提出 —

今定例会では、議会から4つの意見書を提出しました。

これらは、提出された陳情を審査および審議した結果、「採択」と決したため、議員提出議案として上程し、可決したものです。

## ■ 都民のための食肉処理場を整備するまで八王子食肉処理場を存続させることを求める意見書

都は東京都畜産振興プランを策定し畜産農家対策を行っているが、畜産経営の根幹である家畜の食肉処理については無策である。

都立芝浦屠場は全国の大規模畜産業者を対象としており、零細な都内畜産農家の経営実態に合わないばかりか酪農家が飼っている乳牛は受け入れを断っている。

そのため、都内畜産農家は都内唯一の民営と畜場である八王子食肉処理場を利用することで安定的に畜産経営が続いている。

都は「八王子市食肉処理場は、TOKYO Xをはじめとする肉豚及び乳廃用牛の出荷先として、都内畜産農家にとって重要な施設である。（要綱）」として「都内畜産農家経営の安定を図るため、八王子食肉処理場協同組合による処理場運営の支援及び新たな食肉処理場の整備について検討する。（要綱）」ことを目的として、畜産農家を有する19市町と関係団体から成る八王子市食肉処理場運営協議会を設置して平成15年から検討しているが結論に達していない。

一方、八王子食肉処理場協同組合に施設等を賃貸している八王子市は、賃貸期間が満了する平成24年3月以降の契約延長の要望について態度を保留している。

万一、平成24年4月以降、八王子食肉処理場が運営されなくなると、都内畜産農家は家畜を食肉処理する受け皿を失い存続の危機となる。

よって、本議会では、関係機関に対し、下記の事項の実現を強く求めるものである。

記

1 都民が安心して家畜を搬入できる食肉処理場（と畜場）を整備すること。

2 上記1が整うまで、八王子食肉処理場を稼働させるよう八王子市に指導、支援すること。

3 八王子食肉処理場が稼働している間、東京都は八王子市食肉衛生検査所へ派遣している職員を引き上げないこと。

4 東京都が都立芝浦屠場に投入している予算のうち、東京都産家畜の取り扱い割合に応じた額を八王子食肉処理場の整備に振り分けること。

5 都立芝浦屠場で受け付けられない経産牛の処理を、八王子食肉処理場協同組合に業務委託して継続的に搬入すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年9月21日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

東京都知事 宛

## ■ 朝鮮学校無償化手続きの即時撤回を求める意見書

菅前首相は総辞職する前日の8月29日になって、突然、朝鮮学校が高校無償化の対象として適応できるよう文部科学省に指示した。

これまで我が国は、北朝鮮から日本人拉致、東北太平洋岸へのミサイル砲撃、領海侵犯並びに海上保安庁船への銃撃など、敵対行為を繰り返して受けており、現在、諸外国と協調して経済制裁を行っている最中である。

仮にも朝鮮学校無償化が実行されれば、これまでの我が国の対北朝鮮への外交方針を根底から覆し、かつ、国際協調に基づく対北朝鮮経済制裁を反故することとなる。その結果、拉致問題解決の一層の長期化や我が国の国際的信用を著しく損なう結果になることは明らかである。

また、我が国は、いかなる国籍を持つ児童・生徒に対しても、日本の教員資格を有する者が文部科学省の検定を受けた教科書を用いて授業を行い、等しく教育の機会を与えている。然るに朝鮮学校は、北朝鮮の作成した反米反日及び金正日体制を賛美する独自の教科書を使用し教育指導している。したがって、朝鮮学校を無償化の対象とすることは、日本国民の安寧を脅かす人材の育成を我が国が支援するという愚行以外の何ものでもなく、かつ「公の支配に属さない団体への公金支出を認めない」と定められている憲法89条に違反する行為を行おうとするものである。

よって、以上のことから、政府に対し、朝鮮学校無償化手続きを即時撤回するとともに、今般に至った経緯について、国会の場で国民に釈明することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月21日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長、参議院議長、文部科学大臣、内閣総理大臣 宛